

ご存知ですか？

アスベストの事前調査結果 報告義務のルールが 変更されています！



2022年4月1日着工の工事から適用です！

事前調査って？

- ・施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
 - ・建築物の事前工事は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。
ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。
- ▶詳細は厚生労働省サイトでも掲載されています



きんそくもアスベスト調査 やってます!!

✓ 各種設備工事を始める前に

✓ 現場事務所の新設

✓ 改修工事

✓ 解体工事

詳しくは、石綿総合情報ポータル
サイトをご確認ください。



石綿総合情報ポータルサイト

検索



株式会社きんそく



□京都本社 〒601-8135 京都市南区上烏羽石橋町207番地 <https://www.kinsoku.net>

□東京営業所 □名古屋営業所 □北陸営業所 □大阪営業所 □和歌山支店 □奈良営業所